

## 第99号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を  
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「県税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第1項中「認定地域再生計画（次項）」を「認定地域再生計画（以下この条）」に、「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「次項において「地方活力向上地域」を「以下この条において「地方活力向上地域」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「者に限る。」の次に「次項及び第3項において同じ。」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「前日まで」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税」を「特別償却設備を当該法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度（以下この項において「供用開始事業年度」という。）の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度又は当該特別償却設備を当該個人の営む事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年に係る地方税法第72条の12又は第72条の49の11の規定による事業税の課税標準のうち、地域再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課すべき事業税」に、「、第16条の2、第22条又は第57条」を「又は第16条の2」に、「それぞれ当該」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法人 次に掲げる事業年度分の区分に応じ、県税条例第16条各項に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第1事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して1年以内に終了す

る各事業年度分をいう。) 2分の1

第2事業年度分(供用開始事業年度の初日から起算して1年を超え2年以内に終了する各事業年度分をいう。) 4分の3

第3事業年度分(供用開始事業年度の初日から起算して2年を超え3年以内に終了する各事業年度分をいう。) 8分の7

(2) 個人 次に掲げる年分の区分に応じ、県税条例第16条の2第1号に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第1年分 2分の1

第2年分 4分の3

第3年分 8分の7

第8条の2第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)」を削り、同項第1号中「(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)」を削り、同項第2号中「(公示日以後に取得されたものに限る。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者である法人又は個人が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。第4項第1号において同じ。)に対して課すべき不動産取得税の課税を免除す

る。

- 3 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者である法人又は個人が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。次項第2号において同じ。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度分の固定資産税の課税を免除し、その翌年度分（以下この項において「第2年度分」という。）及び翌々年度分（以下この項において「第3年度分」という。）の固定資産税については、県税条例第57条の規定にかかわらず、次に掲げる税率によって課税する。

(1) 第2年度分 100分の0.35

(2) 第3年度分 100分の0.7

第13条第1項第1号中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

附則第5項中「第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号」を「第8条の2第4項第1号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第1号の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成30年6月21日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課

税免除等に関する条例第 8 条の 2 に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、同日前に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

- 3 平成30年 6 月21日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は平成30年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は平成30年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。